

シンボルツリーde 銘板制作業務委託仕様書

1. 委託業務名 シンボルツリーde 銘板制作業務委託

2. 委託等の場所 四街道市役所

3. 趣旨

本仕様書は、四街道市（以下「市」という。）が実施するシンボルツリーde 銘板制作業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

4. 業務目的

新庁舎を建設するにあたり、シンボルツリーとして市の木であるサクラを模した寄附銘板を新庁舎一階に設置して、市に対する関心や愛着を高めることを目的に、市に寄附いただいた方の氏名等を記載した寄附銘板の制作・設置等を行う。

5. 委託期間 契約日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

6. 設置予定場所 四街道市役所新庁舎一階

（別添図面参照

※図面と現状建物と相違がある場合は現状を優先します。）

7. 業務内容

本業務は事業目的を勘案のうえ、シンボルツリーde 銘板制作に係る一式とし、寄附者の名前を刻んだ銘板と、銘板を掲示するパネル（銘板とパネルを合わせて「寄附銘板」と呼ぶ）の両方を制作・設置する。また、寄附銘板の視認性を高めるため、LED照明を設置する。

（1） デザイン

- ・本事業の業務目的を十分理解し、視認性が高く魅力的なデザインとする。
- ・周辺の景観や環境と調和を図るものとする。
- ・関係部署との協議の結果、修正を求める場合がある。

（2） 設計、制作及び設置

- ・パネルに銘板を掲示することで、サクラを模したシンボルツリーとなるようにデザインする。
- ・LED照明を設置することを想定して、設計、デザインする。
- ・銘板の寄附を、銘板大サイズ（5口限定）、銘板中サイズ（10口限定）、銘板小サイズ（100口程度）として募集しているため、これに合わせて、銘板のサイズ・デザインに差をつけ、寄附銘板をデザインする。

- ・寄附は募集中であり、令和6年9月に寄附銘板を設置した後も、寄附が入る都度銘板をパネルに設置することを想定して、設計、デザインする。
- ・市が指定する期日までに銘板の寄附が募集数量に満たなかった場合は、無記名の銘板を設置する。
- ・パネルから銘板が容易に取れないよう設置する。
- ・設置後に想定される作用（風、紫外線、第三者による乗りかかり、引っ張り、高温等による変形、変色等）に耐え得る材質とする。
- ・半永久的に設置することを想定し、少なくとも20年間は破損しないように、耐久性が高く、劣化しにくい材質とする。
- ・地震等の想定される災害への安全対策に考慮する。
- ・寄附銘板の固定方法については、市役所施設管理者との協議により決定する。
- ・多くの人の手に触れられる場所に設置することから、想定される安全対策に考慮する。
- ・土台及び造形物部分の寸法、材質に関する設計資料を作成・提出する。
- ・設置作業時は周囲に十分注意し、施設管理者等の指示に従い周囲の安全を確保する。
- ・設置が完了した後、受託者は速やかに設置前後の写真、作業状況のわかる写真一覧（JPG データ）及びその他関連書類を市と受託書の協議のうえ提出する。

（3） パネルの制作・設置

- ・銘板を掲示するパネルの制作・設置を行う。
- ・サイズは、縦2,000mm×横3,000mm程度とし、市と受託者の協議により決定する。
- ・設置位置、設置日時については、市と受託者が協議のうえ決定する。

（4） 銘板の制作・設置

- ・市が提供する寄附者一覧に基づき、寄附者の名前等を刻んだ銘板の制作を行う。
- ・寄附銘板は氏名または法人名等を、漢字、ひらがな、カタカナ、英語、ローマ字により制作し、文字数により文字の大きさや行数を変更可能とする。
- ・銘板の最大文字数は20文字程度とし、市と受託者の協議により決定する、
- ・銘板をパネルに設置する。
- ・設置日時については、市と受託者が協議のうえ決定する。

（5） LED照明の設置

- ・寄附銘板の視認性を高めるため、LED照明を設置する。
- ・新品の照明器具を調達すること。
- ・品質担保の観点から、使用する全てのLED照明は、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカーの製品とすること。
- ・LED照明の寿命は、40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とすること。

8. 成果品等の履行期限及び提出方法

- (1) 「7. 業務内容」中に示す、パネルと銘板（設置時点で寄附が入った寄附者分のみ）の制作・設置及びLED照明の設置について、令和6年9月2日（月）から20日（金）までに設置を完了する。ただし、設置工事の始期については、四街道市役所新庁舎建設工事の進捗により変更となる場合がある。
- (2) 寄附銘板の設置後に寄附が入った分の銘板は、都度制作し、設置する。
- (3) 「7. 業務内容」にかかる、デザイン・設計図・各種図面等については、その内容を市とあらかじめ協議を行うとともに、紙媒体及び電子データ（Word、Excel、PowerPoint等の形式）を市が指定する期日までに提出する。
- (4) 「7. 業務内容」中に示す、設置の作業状況がわかる写真一覧については、市が指定する期日までに提出する。
- (5) 業務全体にかかる完了報告書は、紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）、にとりまとめ、市が指定する期日までに提出する。

9. 帰属

- (1) 成果品及び作業工程で作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。
- (2) 成果品は受託者に事前の連絡なく、加工及び二次利用ができるものとする。
- (3) 受託者は成果品を記録又は事業実績の紹介の目的に限り使用ができる。

10. その他

- (1) 法令等の遵守
受託者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 再委託
ア 受託事業者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
イ 受託事業者は、制作、設置などに規定する業務以外の再委託に当たっては、事前に書面により四街道市の承諾を得なければならない。
- (3) 守秘義務
受託事業者は、個人情報、四街道市が秘密として指定した事項及び業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とし、再委託先についても同様の守秘義務を負うこと。
- (4) 費用の負担
本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (5) 資料の貸与
受託者は、本業務を行うにあたり、市が持つ資料等について、受領している場合は、本

業務終了後、速やかに返却するものとする。

(6) 疑義

ア 仕様書の項目に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合、市と受託者が別途協議するものとする。

イ アの規定に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。